

府省名	内閣府	組織	こども家庭庁	会計	一般会計	項 目	母子保健衛生対策費 母子保健衛生費補助金
調査対象予算額		令和6年度：6,052百万円 (参考 令和7年度：6,648百万円 (子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定)))				調査主体	本省調査

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 「産後ケア事業」(以下「本事業」という。)は、「母子保健法」第17条の2第2項に基づき、市区町村が、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、その他市区町村が設置する場所(こども家庭センター、保健センター等)等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業である。

実施主体：市区町村

補助率：[令和6年度以前] 国 1/2、市区町村 1/2

[令和7年度以降] 国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4※

※ 令和6年の「子ども・子育て支援法」の改正により、本事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、都道府県の財政負担を新たに規定するとともに、国・都道府県・市区町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行うこととしている。

- 令和元年の「母子保健法」の改正により、令和3年度から本事業の実施が市区町村の努力義務となった。また、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」において、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める等とされており、令和6年度末時点で1,644(94%)の市区町村で実施されている。

実施する市区町村を拡大していくとともに、利用率の向上に向けて、国庫補助事業としてこれまで以下の拡充を実施してきたところである。

【これまでの拡充事項】

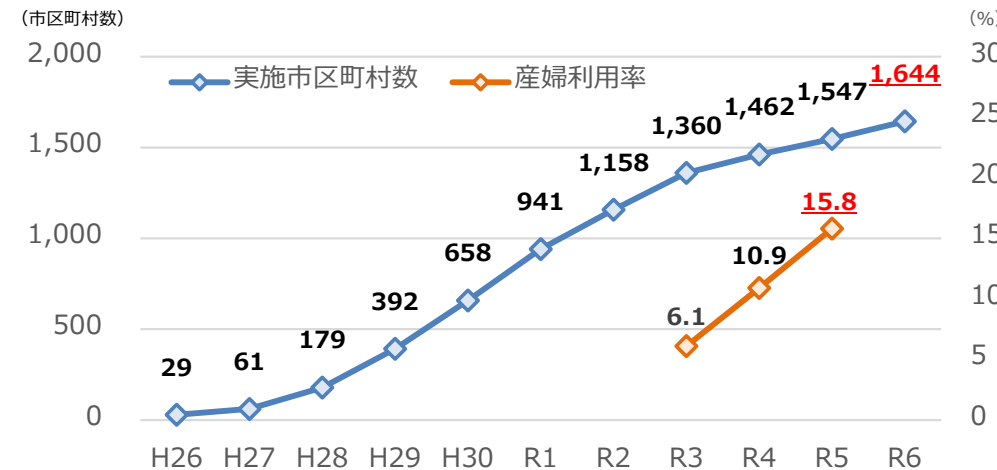
- ・住民税非課税世帯に対する利用料減免(令和4年度～)
- ・24時間365日受入体制整備加算の創設(令和4年度～)
- ・住民税非課税世帯以外に対する利用料減免(令和5年度～)
- ・支援の必要性の高い利用者の受入加算(令和6年度～)
- ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算(令和7年度～)
- ・夜間に職員配置を2名以上に行っている宿泊型施設への加算(令和7年度～)

- これまでの事業の拡充等により、直近の利用率はどのように変化したか、また、更なる事業の推進を図るために必要な課題等を整理するため、今般、本事業に係る実態調査を実施した。

■産後ケア事業のサービス類型(3類型)

類型	実施方法等
短期入所(ショートステイ)型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施(利用期間は原則7日以内)
通所(デイサービス)型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
居宅訪問(アウトリーチ)型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

■産後ケア事業の実施市区町村数と産婦利用率の推移



※こども家庭庁成育局母子保健課調べ

※実施自治体数は変更交付決定ベース

※産婦の利用率の算出方法：3類型の実利用人数の合計/分娩件数

②調査の視点

1. 事業の利用状況について

令和6年度における利用率は、こども家庭庁が公表する令和5年度の利用率と比較してどう変化したか。

個別の市区町村において、低調な状況が継続していないか。

2. 利用が低調な市区町村について

利用が低調な市区町村は、産後ケア事業の利用率向上にはどのような点が課題だと認識しているのか。また、利用率の高い市区町村と比較し、どのような差異があるか。

3. 利用につながりやすい環境の整備について

申請方法として、オンライン申請が可能となっているか。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
市区町村：1,741先（回答率97%）
都道府県：47先（回答率100%）

③調査結果及びその分析

1. 事業の利用状況について

令和6年度の利用率（3類型の実利用人数の合計/出生数）は24.7%となっており、こども家庭庁が公表している令和5年度の利用率（15.8%）に比して高い水準となっていた。

利用率別の市区町村数は【図1】のとおりであり、利用率40%以上の市区町村が4分の1となっている一方で、**利用率10%未満の市区町村も約4分の1を占めていた。**利用率10%未満の市区町村については、**257自治体（72%）が令和5年度から連続して利用率10%未満**となっており、このうち**121自治体は実利用人数も10人未満**となっていた。

以上のとおり、全体として利用率は上昇傾向にあるものの、利用が低調な状態が継続している市区町村が一定数存在していることから、**今後は、引き続き全体の利用率向上に取り組むほか、利用が低調な市区町村に対するより有効な対応策を検討していくことが重要**ではないか。

2. 利用が低調な市区町村について

(1) 利用率向上のために必要と認識している課題

利用率の低い（10%未満）市区町村において、利用率向上のために必要と認識している課題は【図2】のとおりであり、**「実施箇所（委託先）の確保」に課題を抱えている市区町村が最も多い。**また、「圏域をまたぐ委託先及び委託契約の調整」や「里帰り先の市区町村との連携」といった**広域的な連携を必要とする声も多く見られた。**

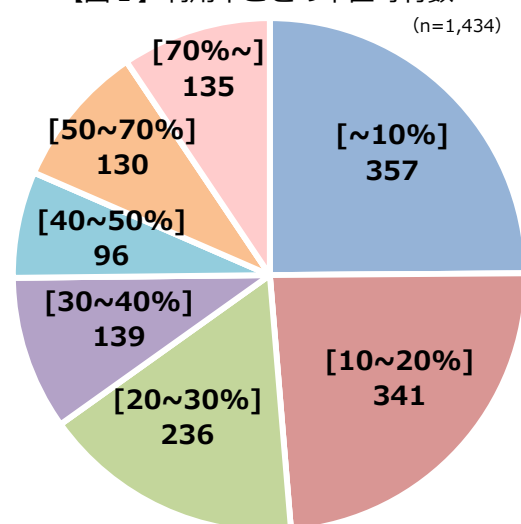
(2) 利用率の高い市区町村との比較

利用率の低い（10%未満）市区町村と利用率の高い（30%以上）市区町村を比較した結果は【表1（次ページ）】のとおりである。

まず、**延べ利用人数1人当たり支出実績額（運営費）について、利用率の高い市区町村と比較して約1万円高い金額となっていた。**また、延べ利用人数1人当たり支出実績額が**30万円を超えているケースも確認された。**

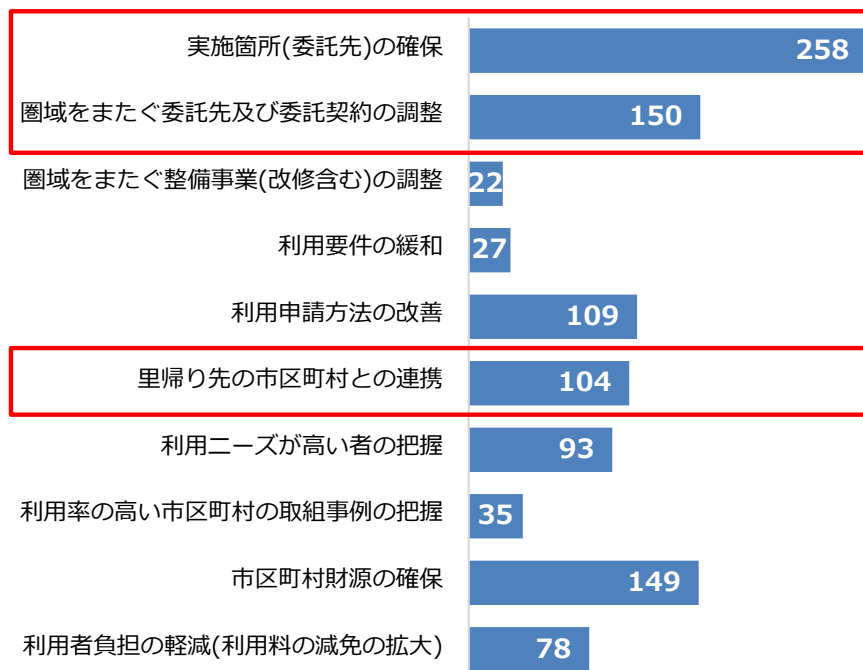
このように、**利用の低調な市区町村においては、支出する単価が高額化する傾向にあることから、効果的な予算執行の観点からも優先して対応策を講ずる必要がある。**なお、高額化する要因としては、ニーズに合わない体制となっていることや、適切に利用につなげることができていないことなどが考えられる。

【図1】利用率ごとの市区町村数



【図2】利用率の低い市区町村において利用率向上のために必要と認識している課題（複数回答可）

(n=357)



③ 調査結果及びその分析

2. 利用が低調な市区町村について

次に、**利用率の低い市区町村の提供体制**について、**利用率の高い市区町村と比較すると、出生数100人当たりの実施箇所（委託先）数が少ないことに加え、本事業におけるサービス類型（短期入所型、通所型、居宅訪問型）の全てで利用実績がある市区町村の割合も低くなっていた（＝利用できる類型が限られている、又は、事業を実施しても利用につなげることができていない）**ことから、実施箇所・類型のいずれの点においても提供体制の強化が必要と考えられる。

他方で、利用の低調な市区町村は、前述のとおり実施箇所の確保を課題と捉えており、短期入所型・通所型といった施設を必要とする類型の受け皿となり得る既存のリソース（産科医療機関、助産所等）は既に活用されていると想定されることから、例えば、**居宅訪問型の更なる活用を推進すること等により提供体制を強化することができるのではないか。**

また、個々の市区町村単独で充足させるのは困難なケースもあると考えられることから、**都道府県は、利用が低調な市区町村の実態を適切に把握するとともに、広域的な支援・調整を行うことが重要ではないか。**

(3) 都道府県の広域連携体制の構築

上述のとおり、提供体制の強化の観点から都道府県による広域連携は重要と考えられるが、**令和6年度末時点の都道府県における広域連携体制の構築状況は【表2】のとおりであり、都道府県単位で4割程度、市区町村単位で3割程度しか構築できていない。こども家庭庁は、広域連携体制が未構築又は不十分な都道府県に対し適切に助言・指導を行うとともに、好事例の収集・横展開を行うことで、利用が低調な市区町村を中心に更なる事業の推進を図るべきではないか。**

【表1】利用率の低調な市区町村と高い市区町村の比較

	利用率 10%未満	利用率 30%以上	全体平均
延べ利用人数1人 当たり支出実績額	2.6万円	1.7万円	2.0万円
出生数100人当たり 実施箇所(委託先)数	7か所	11か所	9か所
全ての類型で利用実績 がある市区町村の割合	25%	49%	43%

【表2】都道府県における広域連携体制の構築状況

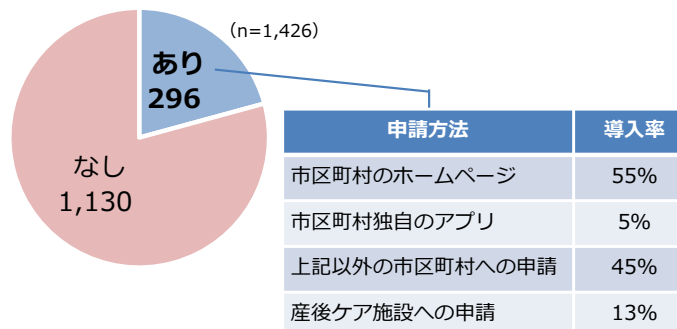
	全市区町村 を対象に体 制を構築し ている	一部市区町 村を対象に 体制を構築 している	広域連携体 制を構築し ていない
都道府県数	13	6	28
連携の対象とな る市区町村数	407/407	121/154	0/1,135
528/1,696(31%)			

3. 利用につながりやすい環境の整備について

本事業の利用申請における市区町村のオンライン申請の導入状況は【図3】のとおりであり、導入率は2割程度となっている。利用を希望する者の状態にもよるが、自宅等から利用申請が可能な環境を整備することは、利用の物理的・心理的ハードルを下げることができ、利用率の改善にも資するものと考えられる。

こども家庭庁は、国として技術的な助言等ができるように、オンライン申請の導入状況や具体的な事例等を把握し、より利用につながりやすい環境整備の推進を図るべきではないか。

【図3】オンライン申請の導入状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の利用状況について
2. 利用が低調な市区町村について

利用率が低調な市区町村については、支出する単価が高額化する傾向にあることから、早期に対応策を講ずることが必要である。特に、提供体制に課題を抱えている市区町村が多いことから、**市区町村に対して居宅訪問型の更なる活用の推進を図るとともに、都道府県において適切な実態把握を通じた市区町村への広域的な支援・調整を行うべきである。**

都道府県の広域連携体制の構築は現状では十分とは言えないことから、**こども家庭庁は、広域連携体制の構築に向けた都道府県への助言・指導を行うほか、好事例の収集・横展開を行い、利用が低調な市区町村を中心に更なる事業の推進を図るべきである。**

3. 利用につながりやすい環境の整備について

本事業利用の利用申請における市区町村のオンライン申請の導入率は低い状況にあることから、こども家庭庁は、**国として技術的な助言等ができるように、オンライン申請の導入状況や具体的な事例等を把握し、より利用につながりやすい環境整備の推進を図るべきである。**